

奨学貸付金規程

2001年4月1日 制定

2023年4月1日 改定

第1条 この規程による奨学貸付金は、北海道勤医協奨学生規程に基づき、医療系奨学生に、一定の経済援助を行うものである。

第2条 この規程による奨学貸付金を希望するものは、この規程を承認し、下記の書類を一括して理事長に申請する。

必要書類は、

- ① 奨学貸付金申込書
- ② 奨学貸付金契約書
- ③ その他この会が必要と認めたもの。

理事長は、奨学貸付金適用の適否を審査の上決定する。

第3条 奨学貸付金は、当会の採用の可否にかかわらず、すべて返済しなければならない。奨学貸付金の返済は、奨学生終了時に、一括して返済しなければならない。

第4条 北海道勤医協に採用されたもので、別途返済計画書を添えて理事長に申請し許可されたものに限り、採用から以下の年限で返済を行うことができる。

その場合でも、返済途中で退職する場合は、退職日までにすべて返済しなければならない。

- ① 看護系学生 10年以内
- ② その他の医系学生 8年以内

第5条 奨学貸付金は、次による。

- ① 看護系学生 月額50,000円以内 あるいは、
前期40万円、後期20万円を限度とする年額60万円以内
- ② その他の医系学生 月額30,000円以内

第6条 奨学貸付金は、月額支給の場合、その月の末日までに本人の申請した口座に送金するものとする。また、前・後期の2期分割支給の場合、それぞれ5月と、10月に申請した口座に送金するものとする。

第7条 この奨学貸付金を支給されたことを理由に採用時、勤続義務年限などについて一切拘束しない。また、この奨学貸付金を支給されたことを理由に待遇上で不利益なあつかいはしない。

第8条 奨学貸付金の返済免除は次による。

- ① 本人死亡の場合
- ② その他理事長が認めた場合。

第9条 奨学貸付金の貸与期間は申込月より卒業年の3月までとし、貸与期間内であっても、休学、留年、卒業延期等の期間は奨学貸付金の支給を停止する。

第10条 奨学貸付金適用について、この規程に定められていない事項については、そのつど理事長が決定する。

なお、この規程は2023年4月より実施する。ただし、看護系学生については、2011年4月からの適用とする。

この規程の改廃は理事長が行う。